

「速度抑制装置（スピードリミッター）の不正改造排除活動」実施要領

(1) 毎年6月を「速度抑制装置の不正改造排除活動強化月間」とし、チラシ等を作成し啓発する。

(2) 年間を通じ、全ト協のHPに速度抑制装置不正改造車両の情報受付窓口を設置し、情報を収集する。なお、寄せられた情報のうち、100 km/h 超で走行していると客観的に推定され、都道府県トラック協会会員であることが確認できたものは、所属トラック協会に通知する。

【情報提供事項】

確認日時、確認場所（〇〇高速上り〇〇キロポスト付近等）、道路勾配、確認速度、ナンバープレート、会社名、通報者名等

(注) 各運輸支局整備課においても「不正改造車110番」を設置し速度抑制装置の不正改造情報を受付けています。

(3) 地方トラック協会にあっては、全ト協から通知を受けたときは、必要により事実確認をする等、フォローアップをするものとする。

(4) 全ト協は、日本路線トラック連盟と共同して「安全共同パトロール」を実施し、速度抑制装置の不正改造トラックを確認するとともに必要により指導を行う。

(5) トラック事業者は、運行記録計のチャート紙等の速度記録をチェックし、高速道路における最高速度を超過していないか及び速度抑制装置の機能は正常か（90 km/h 以下）確認することを徹底する。